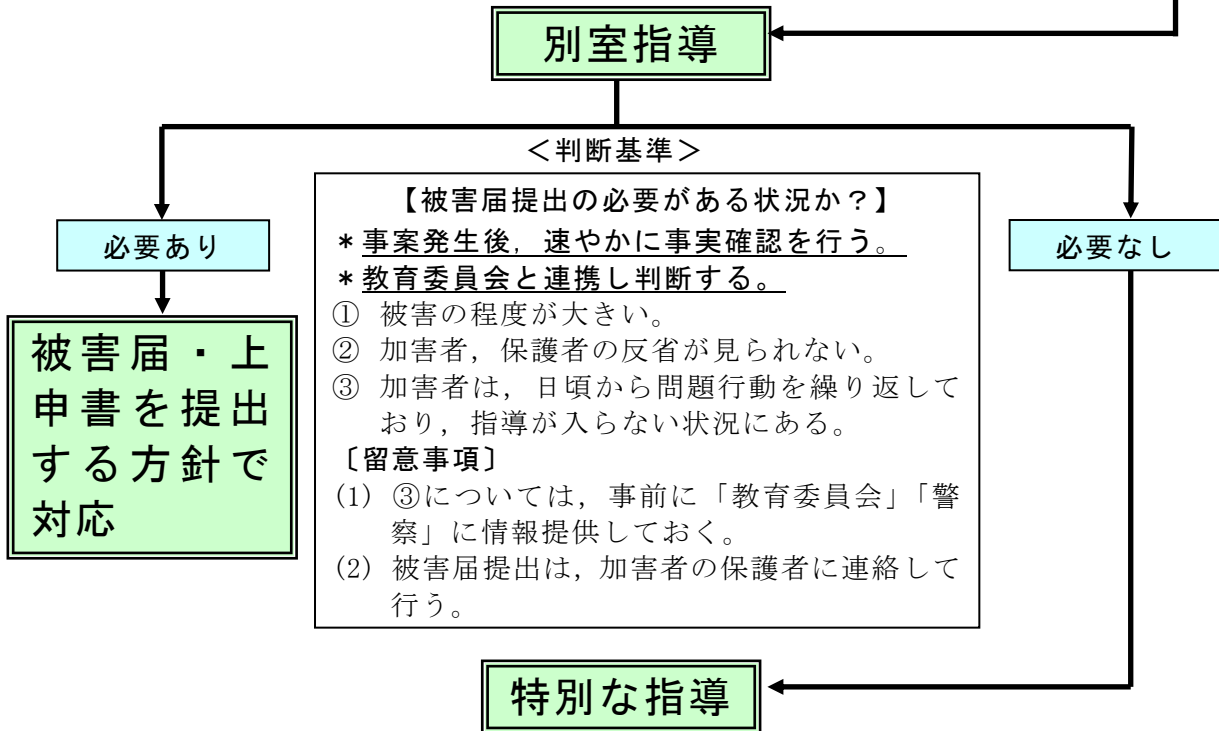
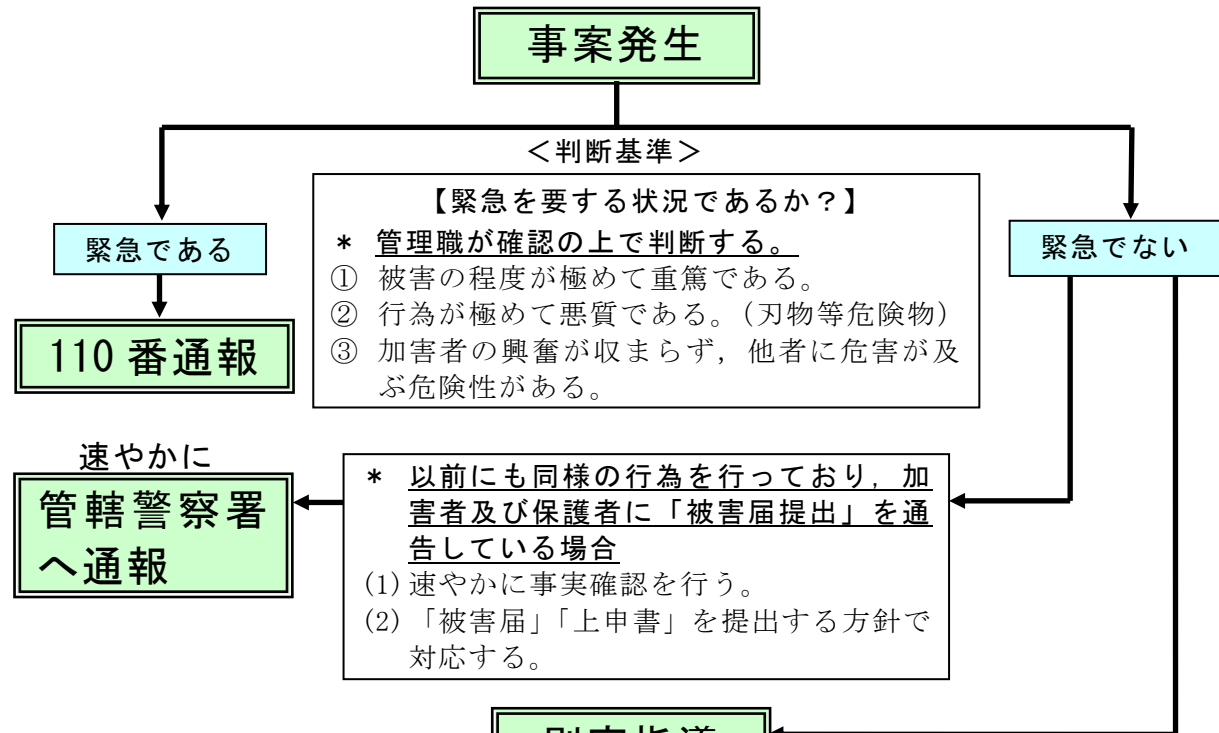


児童生徒による暴力行為等発生時における警察連携の基本的な対応

学校安全課



<学校の対応>

- (1) 速やかに「謝罪の場」を設定し、加害者、保護者から誠意のある謝罪をさせる。
- (2) 加害者、保護者に、「再発の際には、速やかに警察署に通報し、被害届を提出すること(保護者に連絡することなく行う場合もあること)」を通告する。
- (3) 加害者、保護者に、「事案の状況等について、警察に情報提供すること」を伝える。
- (4) 生徒指導規程に基づいて、特別な指導を実施し、十分な反省を促す。
- (5) 特別な指導後も、定期的な個人面談、日常的な保護者連携を必ず行う。
- (6) 「事案の状況」及び「学校の対応」等については、必ず「教育委員会」「警察」に情報提供する。
- (7) (2)については、「教育委員会」「警察」に情報提供し、継続して連携する。